

令和7年度児童家庭支援センター運営事業委託公募要領

この要領は、「令和7年度児童家庭支援センター運営事業委託」の契約予定人の公募に関して必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設、里親等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 委託事業の内容

「令和7年度児童家庭支援センター運営事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）（別添1）のとおり。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募要件

本業務の応募要件は、次の各号の全てに該当するものであることとします。

- (1) 県内に主たる事務所を有する社会福祉法人で、仕様書に定める業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 過去5年間で、児童の養護等に係る事業を行った実績を有すること。

5 応募手続

(1) 応募期間

令和7年2月19日（水）から令和7年3月7日（金）まで（必着）

(2) 提出書類

- ア 参加意思確認書（別添2）
- イ 県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であることを示す書類（定款等）
- ウ 過去5年間で、児童の養護等にかかる事業を行った実績を称する書類（契約書、事業実績の分かる報告書等）

(3) 提出方法

電子メール、郵送または持参

(4) 提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室子ども家庭担当

E-mail : AD0007-4@pref.iwate.jp

(5) 提出期限

令和7年3月7日(金) 17時まで

6 契約予定人の選定方法

応募要件を満たす応募者が1者の場合には、当該応募者を契約予定人として選定し、応募要件を満たすものが複数存在するときは、別途企画提案の方法により、契約予定人を選定する。

7 企画提案による審査方法

(1) 選考審査会による選考

提出された書類に基づき、別途設置する選考審査において、別表「選考基準」に基づき総合的な評価を行う。

(2) 選考結果及び通知

選考結果は、応募者全員に書面にて通知する。

8 応募要件の無効

応募要件を満たさないもの及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

9 その他

(1) 本事業については、令和7年度当初予算の成立を前提として公募を行うものであり、予算編成状況や県議会での審議状況等により、契約締結前に内容の変更、募集停止等の措置を行うことがある。

(2) 応募に要する全ての費用は、応募者の負担とする。

10 問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室子ども家庭担当

TEL : 019-629-5463

E-mail : AD0007-4@pref.iwate.jp

(別表) 選考基準

選考基準	審査内容	配点	採点	
① 事業目的の理解	本事業の趣旨を正確に理解した提案内容となっているか	10		
② 事業の実現性	ア 事業実施に必要な人的体制は確保されているか。	5		
	イ 事業実施に必要なノウハウ、実績等を有しているか。	5		
③ 事業内容	ア 相談窓口における適切な相談対応が見込まれる内容か。(地域・家庭からの相談に応ずる事業)	5		
	イ 市町村に対する効果的な技術的助言その他必要な援助が見込まれる内容か。(市町村の求めに応ずる事業)	5		
	ウ 指導措置受託児童に対する適切な指導が期待でき、なおかつ効果が見込まれる内容か。(児童相談所からの受託による指導)	5		
	エ 関係機関等との連携・連絡調整の手順は具体的であるか。また。十分かつ効果的な連携が見込まれる内容か。	5		
④ 提案内容の妥当性等	ア 将来的な本事業の目的達成(事業対象者が安定した就労・生活状況を維持できるよう、社会的自立を支援する)に向けた創意工夫がなされており、その内容は具体的かつ現実的であるか。	5		
	イ 個人情報の保護について、具体的な運用や対応が定められているか。	5		
計		50		

【採点基準】

満点	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5点	5	4	3	2	1
10点	10	8	6	4	2